

## 補助金概要調書

補助金名	中小企業新製品新技術開発促進補助事業			
所管部課	経済部商工課 (TEL 23-5217(直通))			
補助対象者	中小企業者、中小企業団体、その他市長が特に認めた団体等で、市内に主たる事業所を有する者			
補助開始年度	平成19年度			
交付目的	中小企業の新技術・新製品の開発への取り組みは、企業の存続や事業規模の拡大にとって重要な要素であり、これに対する補助制度を創設することで、企業の新事業展開への意欲を喚起し、地域経済全体の発展を図る。			
補助金額と過去の補助実績( )は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	( 0千円 )千円	( 0千円 )千円	( 955千円 )千円	( 500千円 )千円
補助事業の内容	<p>中小企業等が新技術、新製品の開発を目的として行う研究、試作に係る費用(産学連携を含む)及び開発された新技術、新製品の販路開拓(展示会出展、製品PR、パッケージデザイン等)に係る費用に対して補助金を交付する。補助対象事業については、公募により募集し、予算の範囲で選考する。</p> <p>(1)新技術・新製品の開発に要する経費 補助対象期間:最長2年間  (2)新技術・新製品の販路開拓経費 補助対象期間:最長1年間  販路開拓のみの事業は不可</p>			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	1,000千円(平成20年度)		
	内補助対象経費	1,000千円		
	補助対象経費の内訳	販路開拓事業費 1,000千円		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	(1)新技術・新製品の開発に要する経費 補助対象経費×2/3 (2)新技術・新製品の販路開拓経費 補助対象経費×1/2		
	限度額	有 (1)新技術・新製品の開発に要する経費 100万円 (2)新技術・新製品の販路開拓に要する経費 50万円		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ( )	
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	効果...・中小企業の新技術・新製品開発への取り組みを強化拡大 ・大学、高専等との産学連携による新技術・新製品の開発を促進 検証方法...実績報告等により、成果を検証する。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	本補助制度は、市内中小企業が企業の存続や事業規模の拡大にとって重要な要素である新技術・新製品の開発への取り組みに対する補助金であり、これにより、企業の新事業展開への意欲を喚起し、もって地域経済全体の発展を図るため、平成19年度に新設したものである。 当面、本補助制度を継続しつつ、企業ニーズや本補助金の効果等を検証しながら、必要があれば真に中小企業の振興に効果的な制度として見直しを図るものとする。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				